

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年六月二十七日

秋田県規則第三十九号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則
建築基準法施行細則（昭和四十七年秋田県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

秋田県知事 鈴木健太

改正後		改正前													
(定期報告を要する特定建築物の指定等) 第十条 略 2 略 3 省令第五条第二項及び省令第五条の二第一項の規定により国土交通大臣の定めるところによるとされている調査及び点検の項目、方法及び結果の判定基準（以下この項において「項目等」という。）に、知事が付加するものは、次の表のとおりとする。ただし、法第十二条第二項に規定する点検に付加する項目等は、同表一の項中(一)に係る部分に限る。		(定期報告を要する特定建築物の指定等) 2 略													
<table><tr><td colspan="2">部内 の 物 築 建 一 </td></tr><tr><td rowspan="2">防火 ある 態に た状 鎖し 時閉 な常 主要 階の 各</td><td>(一) 項目</td></tr><tr><td>(1) 閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況</td></tr><tr><td>けの状況</td><td>(2) 扉の取付けの状況</td></tr></table>		部内 の 物 築 建 一		防火 ある 態に た状 鎖し 時閉 な常 主要 階の 各	(一) 項目	(1) 閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	けの状況	(2) 扉の取付けの状況	<table><tr><td colspan="2">方法</td></tr><tr><td rowspan="2">目視又はこれに類する方法（以下この表において「目視等」という。）により確認する。</td><td>(1) 目視又はこれに類する方法（以下この表において「目視等」という。）により確認する。</td></tr><tr><td>(2) 目視等又は触診により確認する。</td></tr></table>		方法		目視又はこれに類する方法（以下この表において「目視等」という。）により確認する。	(1) 目視又はこれに類する方法（以下この表において「目視等」という。）により確認する。	(2) 目視等又は触診により確認する。
部内 の 物 築 建 一															
防火 ある 態に た状 鎖し 時閉 な常 主要 階の 各	(一) 項目														
	(1) 閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況														
けの状況	(2) 扉の取付けの状況														
方法															
目視又はこれに類する方法（以下この表において「目視等」という。）により確認する。	(1) 目視又はこれに類する方法（以下この表において「目視等」という。）により確認する。														
	(2) 目視等又は触診により確認する。														
<table><tr><td colspan="2">判定基準</td></tr><tr><td rowspan="2">物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。</td><td>(1) 物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。</td></tr><tr><td>(2) 取付けが堅固でないこと。</td></tr></table>		判定基準		物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。	(1) 物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。	(2) 取付けが堅固でないこと。									
判定基準															
物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。	(1) 物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。														
	(2) 取付けが堅固でないこと。														

(二)居室の換気		扉(以下)の表において、非常閉防火扉と、いう。							
(1)換気設備の作動の状況		(5)人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況			(4)固定の状況		(3)扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況		
各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、一年以内に実施した法第十二条第三項に規定する定期検査の記録がある場合にあっては、		扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。			目視等により確認する。		目視等により確認する。		
換気設備が作動しないこと。		昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号の規定に適合しないこと。			常閉防火扉が開放状態に固定されていること。		変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。		

4	等 設 施 難 避 二			
	防煙壁			
	可動式防煙壁 の作動の状況		(2) 換気の妨 げとなる物 品の放置の 状況	
	各階の主要な可 動式防煙壁の作 動を確認する。		目視等により確 認する。	当該記録により 確認すること で 足りる。
	可動式防煙壁 が作動しない こと。		換気の妨げと なる物品が放 置されている こと。	

前項の表に係る法第十二条第一項の規定による報告は、省令第 五 条 第 三 項 本 文 に 規 定 す る 報 告 書 及 び 定 期 調 査 報 告 概 要 書 に 、 別 に 定 め る 書 類 を 添 え な け れ ば な ら な い。

附 則
この規則は、令和七年七月一日から施行する。